

保護者の皆様へ（出席停止関係）

現在安中一中では、インフルエンザに罹患する生徒も出ています。出席停止期間と学校に提出する書類について確認をお願いします。

①**出席停止期間** 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザでは**出席停止期間の基準が違います。また、発症後5日を満たしただけでは登校できません。**

	出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、 かつ 、症状軽快した後 1日 を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、 かつ 、解熱した後 2日 を経過するまで

- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。
- ・発症した日、症状軽快した日、解熱した日を0日として数える。

②学校への提出書類について

登校再開に当たっては、**保護者が「療養報告書」に記入**し、学校へ提出してください。病院を受診し、医師に治癒証明書を書いてもらう必要はありません。

ただしインフルエンザの場合は、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、「治癒証明書（医師記入）」が必要になります。

「療養報告書」はインフルエンザ用、新型コロナウイルス感染症用の2種類があります。書類は学校に取りに来ていただくか、安中一中のホームページからもダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間のめやす表

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症日/ 検体採取日		症状軽快				登校	
例 2					症状軽快		登校	
例 3							症状軽快	登校

インフルエンザ 出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目		
例 1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能				
例 2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱								
例 3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱							
例 4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱						
例 5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱					